

渡嘉敷村海域安全確保事業

「令和3年度 渡嘉敷村海域安全確保 委託業務」 事業者選定方針

1 事業者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次書類審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、最終審査（上位3者）へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

最終審査会の開催日時及び場所については、1次審査通過者に対して日時及び場所の通知を行う事とし、公開しない。尚、1次審査・最終審査の内容についての問い合わせには対応しない。

(2) 評価方法

- ① 各評価者は「渡嘉敷村海域安全確保事業「渡嘉敷村海域安全確保 委託業務」評価表」（以下「評価表」という。）により評価を行う。
- ② 評価に当たっては、「評価の視点※評価点の目安」を参考にするものとする。
- ③ 評価表は、事務局において取りまとめ集計する。

(3) 事業者の選定

各評価者の評価の合計点数が最も高い事業者を最優先事業者とし、同点の場合はそのすべての事業者の中から、いずれかの事業者を委員協議の上、選定する。

(4) 提案者が1者の場合の選定

提案者が1者の場合は、委員評価点数の平均値が評価基準点60%を上回ることを条件に、当該提案の提案者を優秀提案者とする。

2 価格点の評価

価格点は、20点満点で評価する。ただし、提示価格が渡嘉敷村の示した積算上限額を超過している事業者については、実施体制・技術力が優れている場合であっても採用しない。

評価の配点(技術点、価格点の配分)

評価の点数については、合計 80点 満点とし、得点配分については下記のとおりとする。

【得点配分】

合計点 80点	技術点 60点	実績・経験 10点
		提案内容 50点
	価格点 20点	

「価格点について」

提出された見積書により、次の計算により算出する。

$$\text{価格点} = 20 \text{ 点} \times (\text{提出された見積価格のうち最低価格} \div \text{各提案者の見積価格})$$

渡嘉敷村海域安全確保事業「令和3年度 渡嘉敷村海域安全確保 委託業務」
評価表

区分	項目	評価の視点 ※評価点の目安	評価点	評価点 配分
業務実績及び 体制	実績について	本業務の類似案件実績について(過去5年以内に行われた全ての類似案件実績)。		5
		今年度実施案件について		5
業務の実施体制	体制について	監視員(水難救助員)確保体制について ※2ビーチ5名体制		5
		監視員(水難救助員)の経験年数について		5
	基本業務 (1) 関連	監視員の配置状況及び迅速・瞬時に救命救助できる体制の確保について		5
	基本業務 (2) 関連	監視員の資質について(自己の体調管理及び適した服装による業務、AEDの使用方法の熟知等)		5
	基本業務 (3) 関連	海域及び海岸利用者に対する対応について		5
	基本業務 (4) 関連	救助機材、救急用具(AED、食酢、救急箱、担架、拡声器等)を常備及び使用について		5
	基本業務 (6) (7) 関連	海域及び海岸利用者に対する安全管理について		5
	基本業務 (8) 関連	監視業務の記録・報告について		5
	基本業務 (9) 関連	気象情報の収集及び遊泳状況の決定、報告について		5
	基本業務 (5) (10) (11) 関連	その他業務の実施体制について		5
合計				60